

下水道への早期接続をお願いします

公共下水道整備が完了した地域では、ご家庭の汚水（し尿、台所・風呂場等から出る排水）を下水道に流すことで地域の生活環境改善につながります。

しかし、下水道が完了しても皆さんに使っていただかなくては、効果が発揮されません。整備が完了した地域の皆さんが一日も早く接続していただくことが大切です。

下水道が完成すると 次のような利点が！

きれいなまち

●生活環境が改善されます

生活雑排水が住宅のまわりに溜まると、ハエや蚊が発生したり、いやな臭いの原因となります。

下水道を整備することで生活雑排水をすみやかに流し、快適で衛生的な生活ができるようになります。

さわやかな生活

●トイレが水洗化されます

し尿をくみ取り式トイレに溜めておくことは衛生的でなく、また、悪臭の原因となります。

下水道を整備し、トイレを水洗化することで、浄化槽を設置せずに下水道管に流

すことができます。清潔で快適な水洗トイレが使える、悪臭もなくなります。

汚泥の再利用

●資源の有効利用

下水道には、水、汚泥、エネルギー等再利用できる資源がたくさんあります。省エネや、リサイクル社会の実現のため、これら資源の活用が注目されています。

下水処理場から出た汚泥は肥料や歩道の敷石に再利用されています。

美しい自然

●川や琵琶湖がきれいになります

生活雑排水などの汚れた水が、そのまま流れていくと、水路や川、やがて琵琶湖までがどんどん汚くなっていきます。下水道は汚水を下水道管に集めて運び、処理場できれいにしてから放流するので、川や琵琶湖を汚染から防ぎ、大切な水資源ときれいな自然を守ることができます。

これらの利点は目に見えないことも多々あると思いますが、見えないところで自然環境や生活環境に良い影響が出てきています。日野町の下水道への接続率は年々上昇していますが、他市町と比べると低いのが現状です。下水道への接続をお願いします。

浄化槽をお使いの皆様へ

『法定検査』を受けましょう

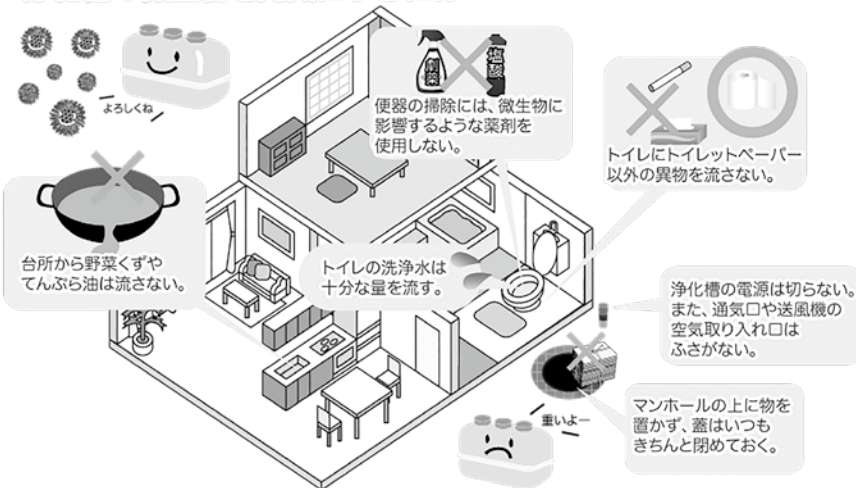
浄化槽は保守点検・清掃という維持管理が適切に行われることで、私たちが日々の生活によって汚した水をきれいにしてくれます。

浄化槽の使用者（一般家庭や事業所など）は、年に1回「法定検査」を受けることが浄化槽法により義務付けられています。

「法定検査」は、浄化槽の維持管理が適正に実施されているかを確認するためのもので、自動車であれば車検のようなものです。必ず受けるようにしましょう。

なお、検査は県知事指定の検査機関で受けることになっています。

浄化槽の微生物を元気にするには



【法定検査手数料】

◎10人槽以下…5,000円 ◎11人槽以上…6,000円～

【法定検査に関する問い合わせと申し込み先】

(公社) 滋賀県生活環境事業協会

(滋賀県知事指定検査機関) ☎077-554-9271



「うちエコ診断」の受診者募集



環境省認定の公的資格を持つ「うちエコ診断士」が地域に出向き、家庭の省エネ・地球温暖化対策のアドバイスを無料で行います。省エネ対策は二酸化炭素排出量や光熱費の削減につながります。自治会や企業等で「省エネ・節電提案会」の開催を希望される方、または個人で「うちエコ診断」の受診を希望される方は、下記にご連絡ください。

【連絡先】滋賀県地球温暖化防止活動推進センター ☎077-569-5301 FAX 077-569-5304

【定員】100世帯 【募集締切】12月上旬（定員に達し次第募集を締め切ります）



こころの健康と自殺

●自殺の現状

日本では、平成10年以降、自殺者が3万人を超える状態が続いていましたが、平成24年、15年ぶりに3万人を下回りました。また、平成22年以降は9年連続の減少となっており、平成30年は2万840人で、昭和56年以来37年ぶりに2万1,000人を下回りました。しかしながら、依然として2万人を超える方が自ら命を絶っています。

また、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）は主要先進7か国の中で最も高くなっています。

●大切ないのちを守るためにできること

自殺を考えている人は、何らかのサインを発しています。

生活や言動に気になる変化が現れたら、それは“こころのSOS”です。「単にさぼっているだけでは？」「大げさなのでは？」と思える行動がサインのひとつでもあります。声をかけたり、相手の気持ちを尊重しじっくりと話を聞いたり、相談機関につなぎましょう。

【声をかけてみよう】

・まずは、やさしく声をかけてみましょう。周囲の温かい一言で、こころの負担を軽くすることができます。

【相手の気持ちを尊重し、じっくりと話を聞きましょう】

・相手を否定するようなことを言ったり、また、安易に励ましたり、「いのちを粗末にはしてはいけない」などの一般論の押しつけは避けましょう。結論を急がずに、相手の言葉に耳を傾けることが大切です。

【相談機関につなぎましょう】

・「死にたい」という気持ちを打ち消し、少しでもこころを健康状態に近づけるために下記の相談機関につないでみましょう。

こころやからだの不調の相談（アルコール・薬物の相談を含む）

相談窓口	電話番号	受付日時等
滋賀県東近江保健所	☎0748-22-1300	月～金 午前8:30～午後5:15（祝日、年末年始を除く）
日野町役場福祉保健課	☎0748-52-6573	
滋賀県立精神保健福祉センター	☎077-567-5010	月～金 午前9:00～午後4:00（祝日、年末年始を除く） ※面接は要予約 思春期関連（概ね15歳以上）、依存症関連、こころのケア関連（PTSD含む）、ご遺族の相談、その他

※電話や面接（要予約）による相談を行っています。事前にお電話をください。

こころの悩み相談

相談窓口	電話番号	受付日時等
滋賀県立自殺対策推進センター（自殺予防電話相談）	☎077-566-4326	年末年始を除く毎日 午前9:00～午後9:00
滋賀いのちの電話	☎077-553-7387	金・土・日 午前10:00～午後10:00
自殺予防いのちの電話	フリーダイヤル ☎0120-783-556	毎月10日 午前8:00～翌日午前8:00
こころの電話	☎077-567-5560	月～金 午前10:00～正午 午後1:00～午後9:00 （祝日・年末年始を除く）

※その他、年齢・性別を問わず、LINE・チャット等による相談もあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。
www.mhlw.go.jp

◆問い合わせ先 福祉保健課 福祉担当 ☎0748-52-6573